

## 常時使用する労働者数について Q&A

Q1 「労働者数」にはパートタイマーや派遣社員も含まれますか。

A1 労働者とは、職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者を言います。

従って、正規社員のみならず、非正規のパートタイム職員、アルバイト職員、嘱託職員、派遣社員、契約社員、外国人労働者は労働者であり、労働者数に含まれます。

出向社員も原則として労働者数に含まれます。

Q2 「常時使用する労働者」とはどのような労働者ですか。

A2 常時使用する労働者とは、常態として使用している労働者です。臨時的に使用する有期雇用者は常時使用する労働者には含まれません。

従って、パートタイム職員、嘱託職員、アルバイト等の労働者であって、1日や1週の労働時間数が短い労働者も、常態として使用されている労働者は労働者の人数に含まれます。

Q3 事業場の規模を判断する場合の「事業場」は、どのように捉えたらよいですか。

A3 事業場は、原則として、同じ場所にある職場を1つの事業場とし、場所的に分散している職場は原則として別個の事業場として扱います。

従って、本社・本店の他に支店、営業所、工場等が別の場所にある場合は、それぞれが事業場となります。

Q4 「4月1日現在の労働者数」とありますが、わが社は4月が繁忙期で労働者が多くなります。

このように時期によって変動する場合の労働者数はどのように考えたらよいですか。

A4 労働者数は4月1日現在の労働者数としますが、業務の繁忙により時期的に労働者数が増減する事業場においては、1年を通して常態として使用する労働者数とします。

従って、例えば常時10名の労働者を常態として使用する事業場が繁忙期の雇い入れで4月1日時点においては12名となっている事業場では、労働者数は10名とします。